

広報古座川

(2)

【特別児童扶養手当】 について

特別児童扶養手当とは

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に対する手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

役場住民福祉課で請求の手続きができます。

①手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき

②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

③児童が児童福祉施設など(通園施設を除く)に入所しているとき

④児童が障害を有する父に支給されている公的年金の計算対象になっているとき

⑤児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑥児童が、障害を有する父に支給されている公的年金の計算対象になっているとき

⑦平成15年4月1日現在で支給対象に該当してから5年を経過し、請求がなかつたとき

⑧児童が、障害を有する父に支給されている公的年金の計算対象になっているとき

⑨児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑩児童扶養手当とは、父母の離婚、父の死亡などにより父と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度で、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

次の場合、手当を受けることができます。

①対象となる児童や手当を受ける母または養育者が、公的年金(老齢福祉年金を除く)

や遺族補償を受けることがでいるとき

②児童や母などが、日本国内に住んでいないとき

③児童が里親に委託されり、児童福祉施設等に入所しているとき

④母が婚姻しているとき(婚姻の届出をしていないが、事实上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む)

⑤児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑥児童が、障害を有する父に支給されている公的年金の計算対象になっているとき

⑦平成15年4月1日現在で支給対象に該当してから5年を経過し、請求がなかつたとき

⑧児童が、障害を有する父に支給されている公的年金の計算対象になっているとき

⑨児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑩児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑪児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑫児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑬児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑭児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

⑮児童が父と生計を同じくしているとき(父障害該当事合を除く)

和歌山県発達障害者支援センター「ボラリス」巡回相談のご案内

地上デジタル放送への完全移行のお知らせ

地上デジタルテレビ放送は、2003年12月1日から関東、中京、及び近畿の一部において開始され、2006年末までには、全ての都道府県庁所在地にて開始されることがなっています。現行のアナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い終了します。

地上デジタル放送は、地上デジタルテレビ放送へ移行に伴い終了します。

地上デジタル放送へ移行に伴い終了します。

平成18年度 自衛官等採用試験のご案内

募集種目	資 格	受付期間	試験場
2等陸海空士	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。
2等陸海空士 (女子)	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月8日	9月24日(日) 9月25日(月)
曹候補士	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月8日	9月16日(土)
一般曹候補学生	18歳以上 24歳未満の者	8月1日から 9月8日	9月16日(土)
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月1日から 9月8日	9月22日(土)
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月8日から 9月29日	10月15日(日)
防衛医科大学校 学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月8日から 9月29日	11月4日(土) 11月5日(日)
防衛大學生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月8日から 9月29日	11月11日(土) 11月12日(日)

お問い合わせは
自衛隊和歌山地方連絡部 本部 Tel.073-422-5116
自衛隊新宮募集事務所 Tel.0735-21-3443

防災一問メモ(ア)

恩給欠格者、引揚者 の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、役場住民福祉課及び各當張所においてあります。既に請求された方は、再度請求される必要はありません。

資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金まで

お問い合わせは、車本警察署又は最寄の交番・駐在所までお問い合わせ下さい。

和歌山県警察では、次のとおり募集しています。

昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人(大学(短大を除く)を卒業した人又は卒業見

せ下さい。

警 察 官

員募 集 のお知らせ

和歌山県警

警 察 官

員募 集 のお知らせ

和歌山県

警 察 官

員募 集 のお知らせ

和歌山県